

子供を見守るためのデータ連携

令和3年11月9日



厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室

要保護児童等に関する情報共有システムについて

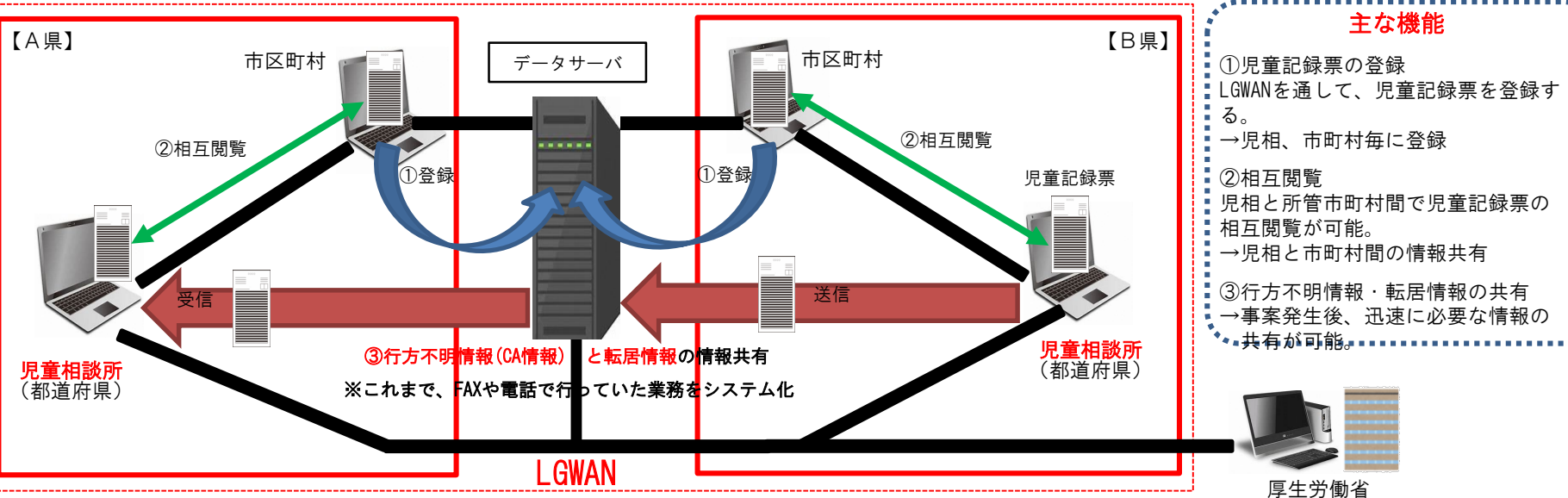
背景・目的

- 近年発生した重篤な児童虐待事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- このため、要保護児童等が行方不明となった場合や転居した場合に児童相談所間で迅速かつ的確に情報共有を行い、リスクの共有を図るとともに、児童相談所と市区町村において必要な情報共有を行うことができる仕組みが必要であることから、令和元年に情報共有システムの検討を進め、令和2年度に開発、令和3年4月から運用を開始したところである。(※)
- 本年9月1日から、全国の児童相談所において、本システムを活用し、要保護児童等の行方不明情報及び転出転入情報の共有を一斉に開始。

※R3.4～児童相談所及び市区町村において、情報共有システムを利用するための組織の作成及びデータサーバへの児童記録票の登録などを随時行っている。

事業イメージ

情報共有システム ※ LGWAN-ASP (LGWAN (自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク) を介して、自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み) を活用



要保護児童等に関する情報共有システムの導入と整備状況

【児童相談所が新たに虐待通告を受けた場合の情報共有の例】

従来の対応（一般的な例）

① 通告受理

・児童相談所における過去の対応歴を確認するとともに、住所地の市町村等における過去の対応歴等を電話で確認

情報共有システムでの対応

・過去の対応歴の有無について、情報共有システムで検索（夜間・休日など、市町村の職員が不在の場合でも把握可能）
 ・情報共有システムに市町村が登録している情報を確認（例：住所、利用機関（保育所等）・就学状況、家庭の状況 等）

システム導入により

② ケースの進行管理

・要保護児童対策地域協議会の実務者会議（2月に1度程度）や電話等により、各ケースの状況変化等を把握するとともに、支援方針を確認

・要保護児童対策地域協議会の仕組みに加え、情報共有システムにより、児童相談所と管内市町村は、それぞれが保有するケース記録を常時、相互閲覧可能
 （ケース記録の登録情報が変更された際、システム上で自動的に関係自治体に通知（例）市町村→児童相談所）

**要保護児童の
早期発見
・早期対応**

③ 転出の際の引き継ぎ等

・転出先の児童相談所に電話や文書の郵送等により連絡（緊急性の高い事案は対面で引き継ぎを実施）
 ・児童が行方不明になった場合、各都道府県の児童相談所にFAXで情報共有

・情報共有システムにより、ケース記録の情報提供を行い、正確な情報を速やかに伝えることが可能
 ・情報共有システムにおいて、行方不明となった児童の情報共有（電子的な管理により過去の情報等の検索が容易）

整備状況

令和3年11月5日現在

- 児童相談所(支所、分室等含む。) 242カ所 / 242カ所 (100%)
- 47都道府県1,916市区町村 1,963カ所 / 1,963カ所 (100%)
- 児童記録票登録件数 : 82,194(件)
 ※内訳: 児童相談所 35,453(件)、市区町村 46,741(件)
- 転居及び行方不明情報発出件数 : 398件
 ※児童が転居した場合や行方不明となった場合に、児童の転居等の情報を把握した自治体が転居先自治体等に情報を発信する。

整備促進の取組

- 説明会の開催
 - 令和3年5月28日 第1回説明会開催(児相向け)
 - 令和3年7月15日 第2回説明会開催(児相向け)
 - 令和3年7月15日 第1回説明会(市区町村向け)
- 研修会の開催
 - 令和3年8月27日 第1回研修会開催(児相向け)